

国自安第133号の2
国自旅第292号の2
国自整第217号の2
令和2年11月27日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

(別 添)

国自安第133号

国自旅第292号

国自整第217号

令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

今般、「道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について（平成18年9月15日付け国自総第273号、国自旅第120号、国自整第82号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長並びに一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について（新旧）

新	旧
<p>国自総第273号 国自旅第120号 国自整第82号 平成18年9月15日 一部改正 平成21年11月20日 <u>一部改正 令和2年11月27日</u></p>	<p>国自総第273号 国自旅第120号 国自整第82号 平成18年9月15日 一部改正 平成21年11月20日</p>
<p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 } 殿</p>	<p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 } 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p>	<p>道路運送法第79条の9第2項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p>
<p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の9 第2項の規定に基づき、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）に対 し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸 送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講</p>	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の9 第2項の規定に基づき、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）に対 し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸 送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講</p>

ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成18年10月1日以降に法第79条の9第1項に基づき道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に規定された輸送の安全の確保に関する事項に係る違反（以下「輸送の安全確保に関する違反」という。）又は旅客の利便の確保に関する事項に係る違反（以下「旅客の利便確保に関する違反」という。）により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第79条の9第2項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。
 - (1) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省第104号）第2条第3号に規定する自動車事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こした場合
 - (2) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転を引き起こした場合
 - (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
 - (4) 「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）による輸送の安全確保に関する行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成18年10月1日以降に法第79条の9第1項に基づき道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に規定された輸送の安全の確保に関する事項に係る違反（以下「輸送の安全確保に関する違反」という。）又は旅客の利便の確保に関する事項に係る違反（以下「旅客の利便確保に関する違反」という。）により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第79条の9第2項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。
 - (1) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省第104号）第2条第3号に規定する自動車事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こした場合
 - (2) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反（ひき逃げ）を引き起こした場合
 - (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
 - (4) 「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）による輸送の安全確保に関する行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

2. 法第79条の9第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (2) 処分基準による旅客の利便確保に関する処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

3. 輸送の安全確保命令は、1. に該当した場合に行うものとする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. に該当した場合に行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 運送者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、施行規則第66条第1項第5号の規定により、命令の日から3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

附則（平成21年11月20日 国自安第114号、国自旅第189号、国自整第88号 一部改正）

改正後の通達は、平成21年12月1日から適用する。

2. 法第79条の9第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (2) 処分基準による旅客の利便確保に関する処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

3. 輸送の安全確保命令は、1. に該当した場合に行うものとする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. に該当した場合に行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 運送者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、施行規則第66条第1項第5号の規定により、命令の日から3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

附則（平成21年11月20日 国自安第114号、国自旅第189号、国自整第88号 一部改正）

改正後の通達は、平成21年12月1日から適用する。

附則（令和2年11月27日 国自安第133号、国自旅第292号、国自整第217号 一部改正）

1. 改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、なお従前の例による。